

審議会等の運営等に関する要領

（目的）

第1条 この要領は、市民の市政参画の推進に関する要綱（平成22年1月1日施行。以下「要綱」という。）第15条第1項の審議会等（以下「審議会等」という。）の運営等について、必要な事項を定めることを目的とする。

（審議会等の設置等）

第2条 審議会等の設置又は開催（以下「設置等」という。）に当たっては、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 行政の簡素化及び効率化の推進並びに行政責任の明確化の観点から検討した上、真に必要であると認められるものであること。
- (2) 法令に定めがある場合を除き、委員の総数が20人以内であること。ただし、特別な事情がある場合は、この限りでない。
- (3) 目的を達成する時期が明らかなものにあつては、廃止期日を明示すること。

2 審議会等を新たに設置等したときは、当該審議会等の庶務を処理する部署の長（以下「所管課長」という。）は、審議会等の新設に関する報告書（別記様式1）により、速やかに企画総務局法務課長（以下「法務課長」という。）に報告するものとする。

（審議会等の見直し）

第3条 次の各号のいずれかに該当する審議会等は、廃止し、又は統合するものとする。

- (1) 目的を既に達成しているもの
 - (2) 社会・経済情勢、市民ニーズ等の変化により、著しく必要性が低下したもの
 - (3) 活動が著しく不活発なもの
 - (4) 他の手段等により代替可能なもの
 - (5) 目的及び所掌事務が他の審議会等と類似し、又は重複しているもの
- 2 審議会等を廃止し、又は統合したときは、所管課長は、審議会等の廃止・統合に関する報告書（別記様式2）により、速やかに法務課長に報告するものとする。

（会議の公開）

第4条 要綱第15条第3項ただし書の会議を非公開とすることが適当と認められる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 会議資料に広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）第7条各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のうちのいずれかが含まれる場合
- (2) 議題から委員及び会議の庶務を処理する部署の職員等の発言内容に不開示情報が含まれることが予想される場合

(3) その他公にすることが不適当と認める場合

(附属機関の委員の選任)

第5条 審議会等のうち要綱第15条第2項第1号に掲げる審議会等(以下「附属機関」という。)の委員の選任に当たっては、要綱第18条に規定するもののほか、次に掲げる事項を遵守するものとする。ただし、附属機関の目的を達成するために特に必要があると認められる場合は、この限りでない。

- (1) 法令の規定に基づき市職員を選任しなければならない場合を除き、市職員を選任しないこと。
- (2) 法令の規定に基づき市議会議員を選任しなければならない場合を除き、市議会議員を選任しないこと。
- (3) 同一の者を5以上の附属機関の委員に選任しないこと。
- (4) 一の附属機関の委員に10年を超える期間継続して就任することとなる者を選任しないこと。

(女性委員の選任に係る事前協議)

第6条 所管課長は、審議会等の委員を選任しようとするときは、市民局人権啓発部男女共同参画課長(以下「男女共同参画課長」という。)に、審議会等への女性委員の選任に関する事前協議書(別記様式3)によりあらかじめ協議するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、審議会等の委員の総数に占める女性の割合が40パーセント以上となる場合に限り、男女共同参画課長との協議を要しないものとする。

(運営状況等の調査)

第7条 法務課長は、毎年度定期的に、審議会等の運営等の状況について調査を行うものとする。

- 2 法務課長は、前項の調査の結果に基づき、審議会等の運営等の適正化に努めるものとする。

附 則

この要領は、平成22年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成２６年４月１日から施行する。

附 則

- １ この要領は、平成３０年３月１日から施行する。
- ２ 改正後の要領の規定は、この要領の施行の日以後に就任することとなる審議会等の委員の選任について適用する。

附 則

この要領は、平成３１年３月１５日から施行する。ただし、別記様式３添付書類２の改正規定は、同年４月１日から施行する。

附 則

- １ この要領は、令和２年４月１日から施行する。
- ２ 改正後の審議会等の運営等に関する要領の規定は、この要領の施行の日以後に就任することとなる審議会等の委員の選任について適用する。

附 則

- １ この要領は、令和３年４月１日から施行する。
- ２ 改正後の審議会等の運営等に関する要領の規定は、この要領の施行の日以後に就任することとなる審議会等の委員の選任について適用する。